

平成 31 年度（2019 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

刑 法

B 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 2 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

平成 31 年度（2019 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	刑	法
------	---	---

会社員 X は、もともとギャンブル好きが高じて、数日前にもらった給料を競馬やパチンコ等ですっかり遣ってしまい、ほとんど所持金がないことを知りながらも、酒と女性好きの性格を押さえることができず、通りすがりのキャバクラ「女子大生」に入店し、生ビールや角ハイボール等の酒類及び唐揚げやフルーツ盛り合わせなどの酒肴を注文してこれを飲食するとともに、席に着いたコンパニオン数名による接客サービスを受けた。

およそ 2 時間余りが経過して閉店時間になり、X は、同店の支配人 V から飲食代金（サービス料を含む）として 4 万 8 0 0 0 円の支払を請求されるに至った。所持金のないことを十二分に認識していた X は、その支払を免れるために、「今夜は、先週逝去した父の弔いのために飲んだ。3 日後くらいには、父の遺産の分割協議が調うことになっており、父の遺産を管理している俺の弁護士が精算に来るから、それまで待つて欲しい。」などと言葉巧みに嘘をついたところ、すっかり X の話を信じ込んでしまった支配人 V は、「それはお気の毒に。あなたの親孝行の態度に免じて、3 日くらいなら待ちますよ。」などと言って、X の住所や連絡先も確認しないまま、X が帰るに任せた。X は、そのまま帰宅し、3 日後になっても、それ以後も代金を支払わなかった。

処分行為に向けられた欺罔行為の有無について留意しつつ、所持金もないのに飲食等した点、及び代金支払の猶予を受けた点について、それぞれ詐欺罪が成立するかについて論じなさい。